

# 天理大学動物実験実施規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、本大学における動物実験を適正に行うため、動物実験の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の用、若しくはその他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、本大学が定める施設等で飼養又は保管している哺乳類に属する動物をいう。
- (3) 「飼養保管施設（動物舎）」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験を行う施設及び設備をいう。
- (4) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（実験操作のための実験動物を48時間以内において一時的に保管する場合を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 「施設等」とは、飼養保管施設（動物舎）及び実験室をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 「施設等管理者」とは、施設等を設置又は変更（以下「設置等」という。）する場合に、その責任者として当該施設等を管理し、かつ当該飼養保管施設（動物舎）における実験動物を管理する者をいう。
- (9) 「飼養者」とは、施設等管理者又は動物実験実施者のもとで実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 「動物実験実施者等」とは、動物実験責任者、動物実験実施者、施設等管理者及び飼養者をいう。
- (11) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）及び動物の殺処分方法に関する指針（平成19年環境省告示第105号）をいう。

(学長の責務)

**第3条** 学長は、本大学における動物実験の適正な実施に関して統括管理するとともに、法令及びこの規程の定めるところにより動物実験の適切な実施に関して必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 動物実験委員会

(設置)

**第4条** 本大学において適正な動物実験を実施するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第5条** 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療学部長が推薦する動物実験に関する専門的知識を有する専任教授又は准教授の職位にある教員 2名以上
- (2) 医療学部長が推薦する専任教員 2名以上
- (3) 庶務部長
- (4) 学長が推薦する者 1名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号及び第2号の委員の中から、委員の互選により選出する。

(委員会)

**第7条** 委員会は、次に掲げる事項について調査又は審議する。

- (1) 実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
- (2) 本大学が承認した施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (3) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。
- (4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (5) その他動物実験の適正な実施に関して必要なこと。

**第8条** 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

2 委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 動物実験計画書、施設設置等の申請があった場合
- (2) 学長より審議指示があった場合
- (3) 委員長が必要と認める場合又は委員の2分の1以上の要求があった場合

**第9条** 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 やむを得ない事由がある場合は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

**第10条** 委員会に幹事及び書記を置く。幹事は庶務部別所事務室担当課長が、書記は庶務部別所事務室の職員がこれにあたる。

### 第3章 動物実験の実施

(動物実験の承認等)

**第11条** 動物実験責任者は、動物実験の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画書を作成し、委員会の審査を経たあと、学長の承認を得なければならない。承認後、実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 代替法の利用 動物実験の実施にあたっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物実験に代わり得るものを利用するなど、実験動物を適切に利用することに配慮する。

(2) 実験動物の選択 動物実験の実施にあたっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮してできる限りその利用に供される実験動物の数を少なくするなど、実験動物を適切に利用することに配慮する。

ア 動物実験の目的に適した実験動物の種の選定

イ 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

ウ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

(3) 苦痛の軽減 動物実験の実施にあたっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行う。

2 動物実験責任者は、動物実験計画について承認を得たあとでなければ、動物実験を行うことができない。

3 委員会は、実験計画等が適正に実施されていないと認める場合は、学長に実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

- 4 学長は、前項の具申を受けた場合は、その実験の中止又は停止を命ずることができる。
- 5 動物実験責任者は、実験の倫理性については、天理大学医療学部研究倫理審査委員会に申請して承認を得るものとする。
- 6 動物実験責任者は、動物実験の実施を本大学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験が指針等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

(動物実験の実施)

**第12条** 動物実験実施者は、動物実験の実施にあたって、指針等及び動物実験計画書に記載された事項並びに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第15条の規定により承認を受けた施設等において動物実験を行うこと。
- (2) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令及び関連する本大学の規程等に従うこと。
- (3) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあつては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実験実施後の報告)

**第13条** 動物実験責任者は、動物実験計画を実施して終了した場合は、委員長を通じて学長に報告しなければならない。また、実験開始後、実験計画の変更若しくは追加等が生じた場合又は動物実験実施者、飼養者の変更若しくは追加等が生じた場合は、委員長を通じて学長に報告しなければならない。

## 第4章 施設等の管理

(施設等の承認等)

**第14条** 施設等を設置する場合は、施設等管理者は、委員会に申請をし、委員会の調査及び審議を経たあと、学長の承認を受けなければならない。

- 2 施設等管理者は、施設等の設置について、前項の承認後でなければ、当該施設等で飼養若しくは保管させ、又は動物実験を行わせることはできない。

(施設等の要件)

**第15条** 飼養保管施設（動物舎）の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさを保つことができる構造であること。
- (2) 実験動物の種及び飼養保管数等に適した飼育設備を有すること。

- (3) 床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、かつ器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がなされていること。
- (6) 実験動物は、理由の如何にかかわらず飼養保管施設（動物舎）から、移動させてはならない。

2 実験室の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排泄物及び血液等による汚染に対して、清掃及び消毒等が容易な構造であること。
- (2) 実験動物が実験室外に逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が実験室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (3) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がなされていること。

（施設等の維持管理）

**第 16 条** 施設等管理者は、承認された施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 施設等管理者は、実験動物を適正に管理しなければならない。

（施設等の廃止）

**第 17 条** 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、委員長を通じて学長に廃止を届けなければならない。

2 飼養保管施設（動物舎）を廃止する場合は、施設等管理者は、必要に応じて実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設（動物舎）に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第 5 章 実験動物の取扱い

（実験動物の飼養及び保管）

**第 18 条** 委員会は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関して必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

**第 19 条** 動物実験実施者等は、前条により委員会が定める事項を遵守して実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(記録の保存及び報告)

**第 20 条** 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 施設等管理者は、飼養又は保管した実験動物の種及び数等について、年度ごとに委員長を通じて学長に報告しなければならない。

(譲渡)

**第 21 条** 動物実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、当該譲渡を受ける者に対して、必要な情報を提供しなければならない。

(危害防止)

**第 22 条** 施設等管理者は、逸走した実験動物の捕獲方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 施設等管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 施設等管理者は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。

4 施設等管理者は、有毒な実験動物を飼養又は保管する場合は、人への危害の発生防止のために必要な事項を定めておかなければならない。

5 施設等管理者は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験の実施に無関係の者を実験動物に接触させないためにとるべき措置を講じておかなければならない。

## 第 6 章 非常時の対応

(緊急時の対応)

**第 23 条** 施設等管理者は、地震又は火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 施設等管理者は、緊急事態が発生した場合は、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めなければならない。

## 第 7 章 教育訓練

(教育訓練)

**第 24 条** 動物実験実施者等は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければ

ならない。

- (1) 関係法令、指針等及び本大学の規程等
- (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他動物実験の適正な実施に関する必要な事項

2 前項に規定するもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 第8章 雑則

(その他)

**第25条** 本大学における動物実験に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

**第26条** この規程に関する事務は、庶務部別所事務室がこれを行う。

**第27条** この規程の改廃は、委員会及び全学協議会の議を経るものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度については、第5条に定める委員の任期は、令和5年度末までとする。
- 3 この規程の制定日までに、天理医療大学において承認され、制定後も継続して行われる実験は、本規程により適正に実施するものとする。